

「福島県有機農業推進計画（第3期）」に係る県民意見の募集について

令和5年2月13日
福島県農林水産部環境保全農業課

1 目的

本県は、「有機農業の推進に関する法律」に基づき、平成22年3月に『福島県有機農業推進計画』を策定し、平成27年3月に改定（第2期）し、有機農業の普及拡大に努めています。

国は、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、有機農業の拡大を進めることとしました。県も、福島県農林水産業振興計画を令和3年12月に策定し、本県農業振興の柱として有機農業を推進することとしました。このため、本県の有機農業の推進を行う上で必要となる具体的計画として、新たに「福島県有機農業推進計画（第3期）」を策定することとしました。

この計画の策定にあたり、より多くの県民の皆様の御意見を反映させるため、広く意見を募集します。

2 意見募集の内容

「福島県有機農業推進計画（第3期）（案）」についての御意見を募集します。

3 募集期間

令和5年2月13日（月）から令和5年3月13日（月）まで
※最終日の午後5時必着

4 応募資格

県内に在住又は通勤・通学されている方、及び県内に事業所がある企業や団体

5 資料の入手方法

福島県農林水産部環境保全農業課のホームページ (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021d/yuki-keikaku-3.html>) に掲載するほか、次の県機関で配布しております。

- (1) 福島県農林水産部環境保全農業課（県庁西庁舎9階）
- (2) 県政情報センター（県庁西庁舎1階）
- (3) 福島県各地方振興局（県北を除く）の県政情報コーナー

なお、資料の郵送を希望される場合には、住所、氏名を明記の上、250円切手を貼り付けたA4サイズ封筒を同封して、下記の問い合わせ先まで請求してください。

6 意見提出方法及び提出先

「県民意見提出書」により、郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

7 注意事項

- (1) 提出いただいた書類等は、返却いたしません。
- (2) 匿名及び電話での御意見は、受け付けできませんので御注意願います。
- (3) 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

8 募集した意見の取扱い

- (1) 提出いただいた御意見は、計画の策定に当たって参考にさせていただきます。
- (2) 提出いただいた御意見の概要及びそれに対する県の考え方について、ホームページ等により、一定期間公表いたします。
- (3) 個人の氏名、住所、電話番号を除き、内容を公開する場合がありますので、御承知おきください。

9 問い合わせ・意見の提出先

〒960-8670

福島市杉妻町2-16（郵送の場合、住所の記載は不要です）

福島県農林水産部環境保全農業課

電話 024-521-7453（問い合わせのみ）

FAX 024-521-7938

メールアドレス kankyuhozen_nougyou@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021d/yuki-keikaku-3.html>